

姫路日ノ本短期大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱規程

(目的)

第1条 姫路日ノ本短期大学(以下「本学」という。)における建設工事及び設計・コンサルティング業務を除く物品の購入、製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 会計事務統括責任者は、本学と購入等契約を行おうとする者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの規程の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 会計事務統括責任者は、国等の機関において取引停止等の措置を受けた業者の通知を受け、又はその他により知り得た場合においては、前項の措置を講じるものとする。

3 会計事務統括責任者は、取引停止等の措置を講じた場合は、契約担当役に対し当該措置の内容を通知するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 第3条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

5 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 会計事務統括責任者は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書等の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 会計事務統括責任者は、取引停止の期間中の業者が本学が発注する契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第7条 会計事務統括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第8条 この規程の運用等必要事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2016年2月19日から施行する。

(別表)

取引停止の措置基準

措置要件	期間
(提出書類等の虚偽記載)	
1 本学発注契約に係る手続きにおいて、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2 国、地方公共団体及び関連法人における購入等契約(以下「一般契約」という。)に係る手続きにおいて、一般競争及び指名競争入札参加資格の申請資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(過失による粗雑な契約履行)	
3 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められる場合。(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
4 一般契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、瑕疵が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反)	
5 本学発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
6 一般契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(落札決定後の契約の不締結、辞退)	
7 本学発注契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、	当該認定を

落札決定後に正当な理由なく契約を結ばない場合、又は契約締結を辞退した場合。 した日から2週間以上4か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

8 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められる場合。 当該認定をした日から1か月以上6か月以内

9 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。 当該認定をした日から1か月以上3か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)

10 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。 当該認定をした日から2週間以上4か月以内

11 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。 当該認定をした日から2週間以上2か月以内